

資 金 の 概 要

経 営 安 定 資 金

目 的	取引先の倒産、事業活動の制限、取引金融機関の破綻、自然災害等によって経営の安定に支障を生じている中小企業者等や、倒産のおそれのある中小企業者等で経営的に再建の見込みのあるものに長期資金を融通することにより、経営の安定及び倒産の回避を図る。
-----	---

融資対象	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定に基づき、その住所地を管轄する市町長の認定を受けたもの 2 災害等突発的な事態の生起又は社会的・経済的環境の急激な変化により経営の安定に支障を生じているもの 3 指定再生手続開始申立等事業者に債権を有する関連中小企業者等であって当該債権の回収が困難なため経営の安定に支障を生じているもの 4 経営の安定に支障を生じた中小企業者で、経営の危機を克服する見込みがあるものとして商工会議所等の長の推薦を受けたもの
------	--

融資条件	
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年（うち据置2年）以内
融資利率	5年以内 年2.2%（責任共有制度対象外：年2.0%） 5年超 年2.3%（責任共有制度対象外：年2.1%）
保証料率	すべて保証付き 年0.34～1.76%
保証人	山口県信用保証協会の定めるところによる
担保	必要に応じて徴求（融資対象3及び4は原則不要）